

Ver.1.0 (R6.1月)

# 身寄りを頼ることができない方に対する支援の レシピ集〈救急搬送編〉

豊田市成年後見・法福連携推進協議会  
身寄りのない方への支援のあり方検討部会

## 身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集について

- 豊田市は、企業城下町であるため、身寄りを頼ることができない人が多い特徴があります。
- そのため、入院や入所などの場面で、本人も支援者も困ってしまうことがあります。
- こうした状況に対して、活用できるものとしては、国から
  - ・ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
  - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 が発出されています。
- これらガイドラインについては、支援者の皆さまに内容を御確認いただくとともに、引き続き御活用いただきたいと考えています。
- そして、これらガイドラインで示された内容について、豊田市という地域の情報や、ちょっとしたコツやノウハウを加えることができれば、より円滑な支援が期待できるはずです。
- このことから、豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、身寄りのない方への支援のあり方検討部会を開催し、支援のレシピ集として、地域情報やコツ、ノウハウなどを取りまとめることにしました。
- 地域情報やコツ、ノウハウなどは随時更新されていくものですので、皆さまの新たな気づきを今後もレシピとして追加していくことができると良いと考えています。
- これらをヒントに、豊田市内の各現場で円滑な権利擁護支援を進め、身寄りを頼ることができなくても、「安心な暮らし」が得られる地域共生社会を推進していきましょう。

【 目 次 】

(救急搬送編)

はじめに

日ごろからの準備

- 入院時の持ち物（入院セット）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 緊急時の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 入院や延命治療の意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

入院前

救急搬送

- 救急搬送の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 病院への付添同行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 本人の身元確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

到着～診察・検査

- 医療同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

入院手続き

- 身元保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

部会名簿・作業ワーキング参加機関一覧・・・・・・・・ P 10

参考になるツール

- 救急情報シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 厚生病院入院セット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- トヨタ記念病院入院セット・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- わたしのノート(スタート編)・・・・・・・・・・・・ P 15
- わたしのノート(スタート編)記入ポイント・・・・・・・・ P 17
- エンディングノート わたしのノート・・・・・・・・ P 19
- 介護保険医療連携用情報提供 送付票・・・・・・・・ P 43
- 地域包括支援センター一覧・・・・・・・・・・・・ P 44
- (通知) 身元保証人等がないことのみを理由に  
医療機関において入院を拒否することについて・・・・・・・・ P 45

レシピ内「法の裏付け」の記載について

本部会の熊田均弁護士と杉本みさ紀弁護士による監修の下、レシピ集に記載している対応などに対して、その法律上の根拠や見解を記載しています。

## 日ごろからの準備

### ○ 入院時の持ち物（入院セット）

- ・ いざとなると慌ててしまうので、本人と支援者とで入院セットを事前に準備しておきましょう。
- ・ 慌てていると保険証の保管場所がわからず困ることがあるので、日ごろから保険証の保管場所を決めておきましょう。そして、いざというときに、保管場所が支援者にもわかるようにしておきましょう。  
（例）玄関先にわかりやすく置いておく、保管場所を記載した紙を冷蔵庫に貼っておく
- ・ 入院に必要な寝巻・タオル類・日用品・おむつ類のレンタルサービスを利用する場合も、レンタルサービスには入っていない用品（ひげそり、イヤホン、携帯電話、充電器等）がありますので、あらかじめ準備をしておけるとよいでしょう。

### ◎参考になるツール

- ・ 各病院の入院時の持ち物（入院セット）

#### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ ひとり暮らしの方は、入院セットを作っておく。
- ・ 日々関わっている支援者が入院セットのある場所を把握しておく。
- ・ 携帯電話の充電器はあらかじめ予備のストックをしておく。
- ・ 救急情報シートと入院セットを一緒にしておく。

#### 今後やれるとよいと思うこと

- ・ 健康保険証のコピーなどを入院セットや救急情報シートと一緒にしておく。

## 日ごろからの準備

### ○ 緊急時の連絡先

- ・ 日ごろから、救急搬送や入院になったときに備えて、どこに連絡したらよいかについて、本人と一緒に考え、救急情報シートやわたしのノートに書き出しておきましょう。
- ・ ポイントとしては、かかりつけ医はどこか、家族や支援者など誰にどのような順番で連絡するのかまで記載しておけるとよいでしょう。

### ◎参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート

### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 救急情報シートやわたしのノートと入院セットを一緒にしておく。

## 日ごろからの準備

### ○ 入院や延命治療の意向

- ・ 支援者は、日ごろから本人の意向（入院や延命治療について）を聞き取り、記録を残しておきましょう。
- ・ ポイントとしては、どのような医療をしてほしいのか（してほしくないのか）や、最期をどのように迎えたいかについて記録しておけるとよいでしょう。
- ・ 受診や入院の希望がないと搬送できないことがあったり、また搬送しても入院できずに帰宅せざることを得ない場合があります。
- ・ そのため、チーム会議やサービス担当者会議などを活用し日ごろから本人の意向を確認しておきましょう。

### ◎参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート

### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 本人に入院や延命治療の意向を日ごろから確認しておき、記録を残しておく。

### 救急搬送

#### ○救急搬送の判断

- ・ 119番、呼吸の有無、意識の有無、救急車の誘導、本人の名前、生年月日などより詳細な情報を救急隊に知らせることができるようにします。
- ・ 主治医や訪問看護等に救急搬送が必要か確認することもあります。
- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に救急搬送についての相談が入ることもあります。

#### ◎参考になるツール

- ・ 診療情報提供書（医師から他の医師に向けたもの）
- ・ 看護サマリー（看護師が書くケア内容などの要約）
- ・ 介護保険医療連携用情報提供 送付票
- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート
- ・ 命のバトン（一部の地域）

#### 緊急でやること

- ・ 気づいた人が救急車を呼ぶ。

#### 【法の裏付け】

扶助が必要な人を保護する（刑法 218 条）。

ただし、本人と支援者との間で、健康・安全にかかわるサービスを提供する契約がある場合には、救急車を呼ぶ義務が生ずることがある。

### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 日ごろからサービス事業所間で、こういう時はどうするかなどの緊急時の連絡体制を作っておく。
- ・ 搬送を迷う場合は、#7119 救急安心センター事業か、とよた急病子育てコール24 育救（いっきゅう）さんコール 0120-799-192 にTELする。
- ・ 救急情報シートには救急要請内容を記載する部分があるので作成しておく。

### 今後やれるとよいと思うこと

- ・ 体調が悪い時などは早めに関係機関へ相談し、夜間の対応等を確認しておけるとよいでしょう。



### 救急搬送

#### ○ 病院への付添同行

- ・ 支援者は救急搬送の付添同行をしなくてもよいように体制を整えておく  
とよいでしょう。
- ・ 本人の状態がわからない場合に、同行したほうがいいのか悩むときは、救  
急隊にその旨を伝えましょう。
- ・ 救急隊や病院は、付添同行が難しい人もいることを想定して、その場合は  
どうするかを考えておきましょう。

#### ◎ 備考

- ・ 施設入所者の場合、夜間は緊急性が高いことが予測され、本人の心身の状  
況を伝える必要性が高く、施設職員が同行せざるを得ないことが多いです。

#### 緊急でやること

- ・ 同行者が確保できない場合も、搬送はされる。

【法の裏付け】 同行する義務を定めた法令はない。

#### 今後やれるとよいと思うこと

- ・ 付添同行が難しい場合があることについて、理由とともに、救急外来に周知  
を行っていく。
- ・ 救急隊や病院は、付添同行が難しい人もいることを想定して、その場合  
どうするかを考えておく。
- ・ 支援者等が付添同行をできない場合、詳細の確認ができる人と病院が話すこ  
とができるように、電話番号の確認をするなどの対応ができるとよい。

### 救急搬送

#### ○ 本人の身元確認

- ・ 救急隊は、親族や関係者がいないかなどかを確認しておいてくれる場合があります。家の中にある連絡先の張り紙や宅急便の送り状などが役に立つこともあります。必要な情報を病院へ伝えることもできます。
- ・ 救急隊は、入院で必要ありそうなものが見つければ、搬送時に併せて持っていってくれることもあります（保険証や財布、鍵、入院セットなど）。
- ・ 屋外で通行人による通報の場合は、通行人に身分証を確認してもらうこともあります。
- ・ 病院は、
  - ・ 65歳以上：地域包括支援センター（住所地から中学校区を確認）
  - ・ 生活保護受給者：豊田市役所 生活福祉課（0565-34-6635）
  - ・ その他：豊田市役所 福祉総合相談課（0565-34-6791）

に問い合わせるなどして、親族や関係者の情報がないか情報を集めます。支援歴があれば、親族や関係者の情報がわかる場合があります。

#### 【法の裏付け】

本人の生命、身体の保護に必要な場合であって、人が意思を伝えることができないときには、必要な個人情報を提供できるということが、法律で認められています（個人情報の保護に関する法律27条）。

#### ◎参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート
- ・ 本人の携帯電話

#### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 「救急情報シート」など緊急連絡先がわかるようにしておく。
- ・ 支援者は本人から緊急連絡先を事前に確認しておく。

### 到着～診察・検査

#### ○ 医療同意

- ・ 検査や手術、延命治療については、本人に意向確認、医療同意が行われます。
- ・ 病院では、第三者に医療同意を求めないようになってきています。
- ・ 本人・親族の判断が難しい場合は、本人にとって最善の方針は何かについて、病院や支援者で話し合うこととなります。

#### ◎参考になるツール

- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート

#### 緊急でやること

- ・ 本人に確認。意思が不明な場合、ガイドラインに沿ってチームで方針決定。

#### 【法の裏付け】

医療同意は、本人以外には認められない（家族等に意見を聴くのは、家族等が本人の生活状況を知ることが多く、本人意思を推定することに役立つため）。

#### 前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 本人の意思表示が難しい場合を考え、本人に入院や延命治療の意向を日ごろから確認し、記録を残しておく。

#### 今後やれるとよいと思うこと

- ・ 医療についての説明を本人が理解しやすいように、本人が信頼している支援者がいる場合は、説明の場に同席できるようにする。
- ・ 第三者は医療同意をできないということの周知が進むようになる。

## 入院手続き

### ○ 身元保証

- ・ 支援者に病院から入院契約書や支払いの身元保証欄に記名を依頼されることがありますが、記名できない場合はできない旨を伝えましょう。

#### 緊急でやること

- ・ 本人と契約する。本人の意思が不明な場合は、事務管理を適用して入院を進める。

#### 【法の裏付け】

医療（入院）は、本人との契約に基づく。

本人に契約能力がない場合、民法上の事務管理となる。

身元引受人がない場合も拒否できない(医政医発 0427 第 2 号平成 30 年 4 月 27 日 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて)。

#### 今後やれるとよいと思うこと

- ・ 身元保証欄のが無記名であっても入院等の妨げにならないようになる（空欄の場合もやむを得ない）。

**豊田市成年後見・法福連携推進協議会  
身寄りのない方への支援のあり方検討部会**

愛知県弁護士会	熊田 均 ◎
愛知県弁護士会	杉本 みさ紀
愛知県司法書士会	川上 明子
愛知県社会福祉士会	近藤 孝
豊田加茂医師会	那須 正和
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	杉村 龍也
豊田市基幹包括支援センター	杉浦 良馬
豊田市地域自立支援協議会	阪田 征彦
公益財団法人豊田地域医療センター	山内 聖
医療法人豊和会 南豊田病院	成瀬 智
社会福祉法人旭会	三井 克哉
豊田福寿園	長嶋 めぐみ

※ 敬称略。◎は部会長。

**作業ワーキング参加機関一覧**

成年後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）
豊田加茂医師会事務局
医療相談員（豊田厚生病院・トヨタ記念病院・豊田地域医療センター・足助病院）
豊田市地域自立支援協議会
特別養護老人ホーム
基幹包括支援センター・地域包括支援センター
豊田市成年後見支援センター
豊田市役所（警防救急課・北消防署管理課・生活福祉課・福祉総合相談課）

【事務局】豊田市役所福祉総合相談課、豊田市成年後見支援センター